

神奈川最低賃金審議会 25 円引き上げ 930 円改定答申について(声明)

本日、神奈川地方最低賃金審議会は、905 円から 25 円引き上げ、10 月 1 日から 930 円とする答申を出した。

歴史上初めて「最低賃金時給 1000 円以上」を求める最低賃金裁判は横浜地裁において「門前払い」の不当判決がされ、現在東京高裁で 9 月 14 日第一回期日が行われる。引上げられたとはいえ、今の最低賃金は人たるに値する額ではなく、ワーキングプアを拡大し貧困に縛り付ける悪魔の鎖、憲法と最賃法違反である。

神奈川労働局長は、「少なくとも最低賃金を 1000 円以上にしてほしい」という慎ましい原告たちや圧倒的多数の低賃金労働者の声に正面から向き合い、神奈川地方最賃審議会答申を差し戻し、少なくとも 95 円以上の引き上げを決断し、1000 円以上とすることを強く求めるものである。

昨年、神奈川地方最低賃金審議会は、全国で唯一中央最低賃金審議会の引上げ目安を 1 円下回る (+18 円) 不当な答申をしたが、今年は中央の目安どおりとした。2008 年+30 円、2010 年+29 円に次いで、この 10 年間で三番目に高い+25 円の引き上げである。この 4 年間、毎年の引き上げ改定により、すべての県内労働者の 10%以上の実質的賃上げにつながっており、昨年は約 2 割もの労働者の賃金引上げに影響があったと労働局は公表している。この数は県内労働者約 50~70 万人にもものぼるもので、連年の引上げは多大なる最低賃金ぎりぎり働く労働者の「社会的賃上げ」を求める私たちの運動を審議会が受け止めたものであると評価するものである。

しかし、この水準では 2020 年にやっと神奈川で 1000 円の峰に行くか否かのテンポでありまったく不十分なものであると指摘しなければならない。

さらに、最低賃金裁判の原告の声に応え、最低賃金ぎりぎり働く民間・公務の非正規労働者や月給でも時給換算すると最賃に張り付く若年労働者、公務の高卒者の処遇を底上げし、その生活と労働を改善するには程遠い。

今夏の参議院選挙では与党も含めほぼ全ての政党が最低賃金 1000 円を公約にしたが、問われるのはそのスピードである。最低賃金法第 9 条 3 項に定められた、生活保護との逆転現象は全く解消しておらず、まともに計算すれば時給 1400 円以上となる。神奈川労連は最低生計費調査をもとに、時給 1500 円への最低賃金引上げと、中小企業支援の抜本的強化の運動を開始している。

最低賃金の裁判勝利と最低賃金の大幅引き上げ実現のため今後も奮闘する決意である。

2016 年 8 月 5 日

神奈川県労働組合総連合（神奈川労連）

議長 福田裕行